

質問回答書

業務名称：中国5県における外国人材受入・多文化共生に係る調査（企画競争）

（2021年9月30日付公示（公告番号21c00712000000）について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

中国センター 所長

通 番	該 当 頁	該 当 項 目	質 問	回 答
1	P.14	第2 業務仕様書 4. 業務実施上の留意 事項（1）	先行して行う「中国地域自治体多文化共生政策・施策基礎調査」の情報は公示時に掲載されていますか。どのような内容でしょうか。	先行している調査案件は公示案件として掲載していません。調査内容は、中国5県の107市町村における多文化共生プラン（総合計画、国際化プランなど関連する施策の含まれるプラン・計画・指針等を含む）の有無、その政策目標と具体的指標の有無と内容、プラン策定のための現状把握・課題分析の有無と内容、プランに含まれる具体的施策・支援事業の内容およびプランの有無にかかわらず具体的施策・支援事業の有無と内容、それらの各自治体の担当部署、関係する公益団体等組織、専門人員の配置等の支援事業実施体制などについて、WEBによる公開資料分析調査を行うものです。
2	P11	第2 業務仕様書 1. 業務の背景、目的	JICAの他拠点でも類似の公示が出ており、そこでは「地方自治体との連携は視野に入れていない」とされていましたが、本調査は連携を視野に入れているという理解で良いでしょうか。	連携等については相手先の意向もあり、調査をすれば、連携が可能となることを前提とするものではありませんが、本調査としては、今後の事業展開において地方自治体との連携は視野に入れております。

3	P14	第2 業務仕様書 5. 業務実施体制等 (3)	団員構成は総括1名・調査担当者1名の計2名でヒアリングチーム1、副総括1名・調査担当者1名のヒアリングチーム2で計4名、チーム1と2が5県を分担し、同時進行で調査を行う、という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。中国5県を訪問し、2022年3月末までに業務を完了する目安として提示しましたが、期限内に成果が達成できるとの判断であれば、仕様書とは異なる実施体制のご提案でも問題ありません。
4	P14	第2 業務仕様書 5. 業務実施体制等 (1)、(3)	団員構成について、必ず2チーム体制で5県を分担して調査するという前提であり、その前提を満たすために共同企業体の形成が歓迎される、という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。提案団体によっては限られた業務期間で調査を遂行するのは難しい場合もあると考え、共同企業体での提案も妨げないと思いましたが、要員を配置でき、期限内に成果が達成できるとの判断であれば、共同企業体を構成しない提案でも問題ありません。
5	P10	第2 業務仕様書 1. 業務の背景、目的	「外国人材」の定義について、「先進国からの留学生・移住者は除いたものとして定義する。」とあるが、具体的な基準はありますか。	一般的に先進国でODAやJICA事業の対象外となっている国や地域は対象外とします。
6	P10	第2 業務仕様書 1. 業務の背景、目的	外国人材受入・多文化共生事業の対象について、在留資格などにより対象を絞って調査を行う可能性はありますか。	該当頁にも記載のとおり、EPA・技能実習・特定技能等で来日する人々、日系人など広く調査の対象とし、在留資格などで限定することは想定していません。
7	P12	第2 業務仕様書 3. 業務の内容 (2) 関連情報の収集・分析 (現場訪問・ヒアリング)	外国人材受入・多文化共生に係るケースでは、対象者の来日前、滞在中、帰国後と段階がありますが、本調査は滞在中の支援を中心に行うという理解で良いですか。	滞在中の支援が最も厚く多様であると認識していますが、P11に記載のとおり、外国人材の母国の背景を踏まえた上で、JICAの知見を活かした事業展開の可能性があるとの前提から、来日前および帰国後も視野に入れた提案、調査をご検討ください。
8	P10	第2 業務仕様書 1. 業務の背景、目的	「外国人材」の定義について、多文化共生分野では定住者、永住者も対象になりますが、本調査における対象を具体的にご提示ください。	ODAやJICA事業の対象国を本調査の対象としていることから戦前からの中国、朝鮮半島にルーツを持つ定住・永住者の方々は、本調査の文脈における「外国人材」の対象には含めていません。一方、労働者として来日する日系人は「外国人材」として念頭に入れていきます。

9	P12	<p>第2 業務仕様書 3. 業務の内容 (2) 関連情報の収集・分析 (現場訪問・ヒアリング) ②</p>	<p>「現地側送り出し機関」とありますが、具体的にどのような機関をイメージしていますか。また、「JICA 事務所とも調整」とありますが、在外の機関へのヒアリングについて JICA がどの程度関わる想定でしょうか。</p>	<p>同箇所（デスクレビュー）に記載のとおり「中国5県ごとの外国人の概要（国別、在留資格別等）と地域特性・業種特性等を踏まえた分析」により、まずヒアリング対象国や産業分野が特定されることとなります。その上で、提案団体がヒアリング先として妥当な現地送り出し機関との関係性を持っていれば、JICA に情報共有の上、直接コンタクトを取ってもらって構いません。接点がない場合には、対象国および機関へのヒアリング目的・理由を明示頂いた上で、JICA が調整をサポートすることも可能です。</p>
10	P13	<p>第2 業務仕様書 3. 業務の内容 (2) 関連情報の収集・分析 (現場訪問・ヒアリング対象)</p>	<p>ヒアリング対象が40件程度となっていますが、対象の業種が偏らないよう広く選定する場合があります。また企業へのヒアリングは相手の時間を拘束するため必ずしも好意的に対応してもらえとは限りません。そのような場合に、該当県の商工会議所など関連機関に協力を仰ぐ必要もあると考えます。その際に JICA の関与（協力依頼）は想定されるのでしょうか。</p>	<p>前提として、ヒアリング対象は企業のみならず、自治体や非営利団体など様々なアクターを想定しており、多様な対象候補の提案を期待しています。 また、調査を進める上で企業からのインタビューなど円滑な協力を得られるにはどのようにすればよいか、JICA に必要とされる関与も含め、プロポーザルにてご提案ください。</p>